

掛川市成年後見人等報酬費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条又は第16条の後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者に対し、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の支払に要する費用（以下「報酬費用」という。）の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 報酬費用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、民法第8条、第12条又は第16条に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所若しくは居所を有する者（以下「住民等」という。）又は住民等以外の者のうち市の措置、給付決定等により市外の施設を利用しているもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

イ 失業、疾病等により著しく所得が減少し、報酬費用を負担することが困難であると市長が認める者

ウ 災害等により生活が著しく困難となり、報酬費用を負担することが困難であると市長が認める者

エ その他市長が特別な事由があると認める者

(助成の額)

第3条 助成の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 2万8,000円（施設に入所している者にあつては、1万8,000円）に成年後見人等が対象者に対して後見、保佐又は補助の事務を行う月数を乗じて得た額

(2) 家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号の規定による報酬の付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）で定められた成年後見人等に対する報酬の額

(交付申請)

第4条 報酬費用の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬付与審判の決定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、成年後見人等報酬費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、同条の規定による交付決定の通知を受けたときは、成年後見人等報酬費用助成金交付請求書（様式第3号）により助成金の交付を請求することができる。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 成年後見人等は、助成決定者について、その資産状況及び生活状況に変化があった場合又は第2条の規定に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の交付の中止等)

第9条 市長は、助成決定者の資産状況及び生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるときは、第5条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、成年後見人等報酬費用助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者がいるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

成年後見人等報酬費用助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

掛川市成年後見人等報酬費用助成要綱第4条の規定により、次のとおり成年後見人等報酬費用助成金の交付を申請します。

| | | | | |
|---------|------|-------|-----|-------|
| 支給対象者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 続 柄 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 性 別 | 男 ・ 女 |
| | 資産状況 | | | |
| 交付申請額 | 円 | | | |
| 申 請 理 由 | | | | |

（注）次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬付与審判の決定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

成年後見人等報酬費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等報酬費用助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

| 決定内容 | <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付 | | | |
|--------|--|-------|----|-----|
| 支給対象者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
| 支給額 | 円 | | | |
| 不交付の理由 | | | | |

様式第3号（第6条関係）

成年後見人等報酬費用助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所
請求者 氏名
電話

印

掛川市成年後見人等報酬費用助成要綱第6条の規定により、次のとおり成年後見人等報酬費用助成金の交付を請求します。

| | | | | |
|------|--------------------|---|----------|--|
| 請求金額 | 円 | | | |
| 対象期間 | 年 月分から | | 年 月分まで | |
| 振込先 | 銀行 金庫 農業協同組合 | | 本店 支店 | |
| | () | | () | |
| | 口座種別 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |

様式第4号（第9条関係）

成年後見人等報酬費用助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり成年後見人等報酬費用助成金の交付決定を取り消したので、掛川市成年後見人等報酬費用助成要綱第9条第2項の規定により通知します。

| | | | | |
|--------|-------|-------|-----|-----|
| 支給対象者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 性 別 | 男・女 |
| 成年後見人等 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 性 別 | 男・女 |
| 中止年月日 | 年 月 日 | | | |
| 中止の理由 | | | | |